契　　約　　書（案）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構　契約担当役　井 上　誠 一（以下「甲」という。）と、　　（以下「乙」という。）との間において、次の条項により契約を締結する。

1　　件　　名　　リサイクルＰＰＣ用紙Ａ４及びＡ３の購入（平成２９年度下半期）

2　　品名、規格、及び金額等

別紙仕様書に基づくリサイクルＰＰＣ用紙（Ａ４）

１箱あたり金　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　円）

別紙仕様書に基づくリサイクルＰＰＣ用紙（Ａ３）

１箱あたり金　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　円）

別紙仕様書（8.納品方法）に基づく関西支部への配送料

１箱あたり金　　円（うち消費税額及び地方消費税額　　円）

ただし、物品を甲の指定する場所に納入するまでに要する費用（上記関西支部への配送料を除く）は契約金額中に含むものとする。なお、仕様書に記載されている予定数量は概算であり変動する可能性はあるが、変動した場合であっても契約金額の変更は行わない。その他納入方法等は仕様書による。

3　　契約期間　　平成２９年１０月１日～平成３０年３月３１日

4　　納入場所

・東京都千代田区霞が関３－３－２ 新霞が関ビル３階～１９階
独立行政法人医薬品医療機器総合機構内 各部室

・大阪府大阪市北区大深町３－１　グランフロント大阪 北館タワーＢ １２階

5　　契約保証金　　免除する。

（契約の目的）

第１条　乙は、上記に定める物品を甲に納入し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（納入及び検査）

第２条　甲は、乙に対し、納入する品目、規格、数量及び日時を指示するものとし、乙はその指示に従って納入し、甲が行う検査に合格しなければならない。

（所有権の移転）
第３条　契約物品の所有権は、甲が行う検査の結果、合格と認めた時をもって、乙から甲に移転するものとする。

（対価の支払）
第４条　乙は、納入した物品の検査完了後、１ヶ月分の対価をとりまとめ、甲に請求するものとし、甲は乙から適法な支払請求書を受理した日から３０日以内にその対価を支払うものとする。

（支払遅延利息）
第５条　甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、当該金額に対し年２．７パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。
　ただし、その金額に１００円未満の端数があるとき、又はその金額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

（納期の有償延期）
第６条　乙が第３条以外の事由によって、履行期限内に物品の納入ができないときは、乙は遅滞なくその事由を明らかにした書面により、納期の延期を請求することができる。
２　この場合、甲は特に事情やむを得ないと認めたときに限り、第１１条の遅滞料を徴収して延期を認めることができる。

（遅滞料）
第７条　遅滞料は、納入期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納分に相当する金額に対し、年２．７パーセントの割合で計算した額とする。

（納期の無償延期）
第８条　乙は、天災地変その他乙の責に帰しがたい事由により納入期限内に物品の納入ができないときは、その事由を詳記して期限内に納期の延期を請求することができる。この場合、甲はその請求が正当と認めたときは、遅滞料を徴収しないで納期の延期を認めることができる。

（契約の解除及び違約金）
第９条　甲は、いつでも自己の都合によって、この契約を解除することができる。
２　甲は、次の各号の一に該当するとき、この契約を解除することができる。
（１）支払い停止又は支払い不能となったとき。
（２）手形又は小切手が不渡りとなったとき。

（３）差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき。
（４）破産、会社更生又は民事再生の手続開始申立があったとき。
（５）解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
（６）前各号のほか、乙が本業務を遂行する見込みがないと認められるとき。ただし、乙の責に帰する事由がない場合は、その限りではない。
（７）乙がこの契約の解除を請求したとき。
（８）本契約に関し、乙若しくはその代理人又は使用人等が甲の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があったとき。
（９）前各号に定めるもののほか、乙が本契約条項に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後１４日以内にこれを是正しないたとき。ただし、重大な違反の場合には、甲は催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。
３　前項の規定は、甲が乙に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

（損害賠償）
第１０条　甲は、前条第２項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。
２　乙は、前条第１項の規定による契約の解除のため損害を生じたときは、甲の意思表示があった日より１０日以内に、甲に損害賠償を請求することができる。

（権利義務の譲渡）
第１１条　乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資制度に基づき融資を受けるにあたり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の４に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合は、この限りではない。
２　乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることになったときは、速やかにその旨を書面により甲に届出なければならない。

（秘密の保持）
第１２条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

（危険負担）
第１３条　物品が納入されるまでの間の亡失き損等の事故その他一切の責任は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失によった場合はこの限りでない。

（かし担保責任）
第１４条　甲は、納入物品について納入後一年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに

乙に期限を指定して他の良品と交換させ、若しくは修理させ、又は損害賠償金として甲乙協議のうえ決定した金額を請求することができる。

（談合等の不正行為に係る解除）

第１５条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第１８項若しくは第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第１６条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の１００分の１０に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１項第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１８項又は第２１項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人が刑法第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第１７条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（監査）

第１８条　甲は、本件業務の履行状況につき、定期的又は随時監査を行うことができるものとし、乙はこれに協力し必要な情報を提供することとする。ただし、調査費用は甲の負担とし、調査の対象事項及び方法の詳細については、甲乙が別途協議の上定めるものとする。

（暴力団等反社会的勢力の排除）

第１９条　乙は、甲に対し、本件契約時において、乙（乙が法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを確約する。

２　乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

（暴力団等反社会的勢力の排除による解除等）

第２０条　甲は、乙が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本件契約を解除することができる。

２　甲が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

３ 第１項の規定により甲が本契約を解除した場合には、乙は甲に対し違約金を払う。

（契約に関する紛争又は疑義の解決方法）

第２１条　この契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

（裁判管轄）

第２２条　この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約の締結を証するため、本証書２通を作成し、双方記名捺印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２９年　月　日

甲　　東京都千代田区霞が関３－３－２　新霞が関ビル
独立行政法人医薬品医療機器総合機構

契約担当役　　井　上　誠　一

乙